



栃木県公報

平成28年
8月24日(水)
号外
第58号

目次

告示

○知事指定薬物の指定..... 1

告示

栃木県告示第437号

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年栃木県条例第31号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年8月24日

栃木県知事 福田 富一

1 知事指定薬物の名称

- (1) エチル=2-[1-(4-フルオロベンジル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]-3-メチルプタノアート（通称名EMB-FUBINACA）及びその塩類
- (2) N-(1-アミノ-1-オキソ-3-フェニルプロパン-2-イル)-1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド（通称名APP-CHMINACA、PX-3）及びその塩類
- (3) 3-メトキシ-2-(メチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)プロパン-1-オン（通称名Mexedrone、4-MMC-OMe）及びその塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力発生の日

平成28年8月25日

(薬務課)